

第5章 持続可能な行財政基盤の確立

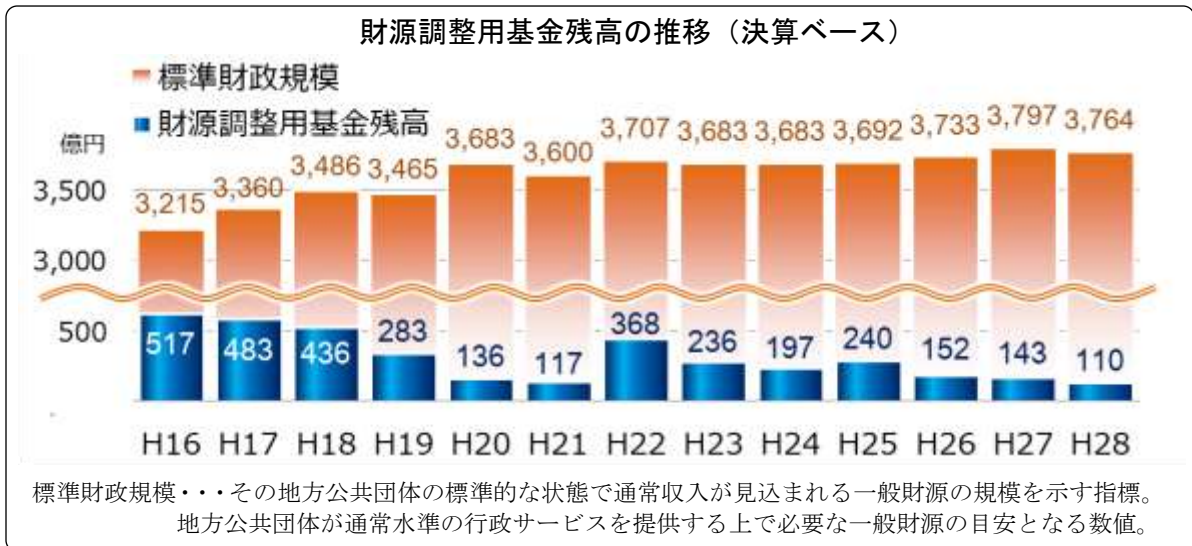
山口県の硬直化した財政構造を転換し、「3つの維新」への挑戦を支える揺るぎない行財政基盤を確立するために、徹底した「行財政構造改革」を推進します。

2017(平成29)年度からスタートした改革の取組を、本計画期間中において着実に実行し、改革を実現します。

1 県財政の状況

山口県の財政は、人口減少等により歳入が伸び悩む中、高齢化に伴う社会保障費の増大等によって、歳出が歳入水準を上回る構造となっており、毎年度多額の財源不足が生じる極めて厳しい状況となっています。

このため、基金取崩し等の臨時的な財源確保対策により、財源不足の解消に努めてきたところですが、県の貯金に当たる財源調整用基金の残高が減少しており、従来のような基金の取崩しに依存した財政運営は限界を迎えています。



2 行財政構造改革の推進

(1) 改革の概要

[改革期間] 2017(平成29)年度 ～ 2021年度（5年間）

[推進体制] 行財政改革統括本部（本部長：副知事）
行財政改革推進室（事務局）

[取組の柱]

| | |
|----------------|--------------------------------|
| 歳出構造改革 | 歳出を削減し、歳入水準に見合った歳出構造への転換を図ります。 |
| 臨時的・集中的な財源確保対策 | 改革実現までの間の財源不足の解消を図ります。 |

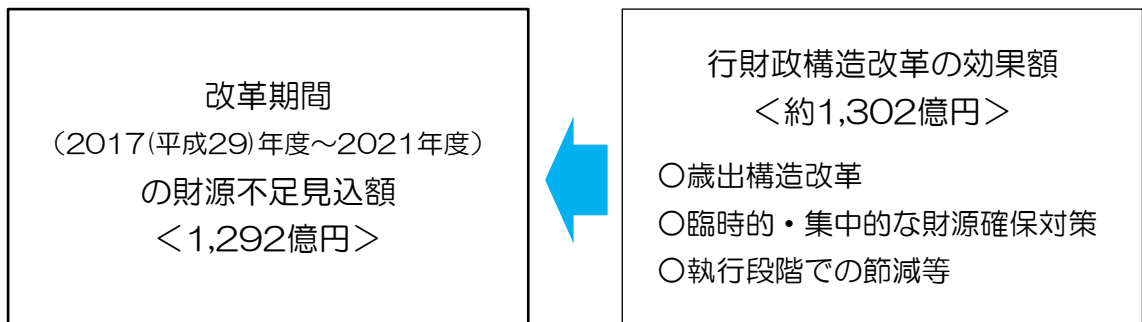
※上記取組に加え、予算の執行段階においても経費節減等を図ります。

(2) 改革の取組

① 改革期間における財源不足の解消

改革期間に見込まれる財源不足に対して、徹底した歳出構造改革や臨時的・集中的な財源確保対策等を着実に実行することにより、財源を確保し、財源不足の解消を図ります。

また、改革期間中に、県の貯金に当たる財源調整用基金の残高について、災害等への備えとして必要な目安としている100億円以上への回復を図ります。



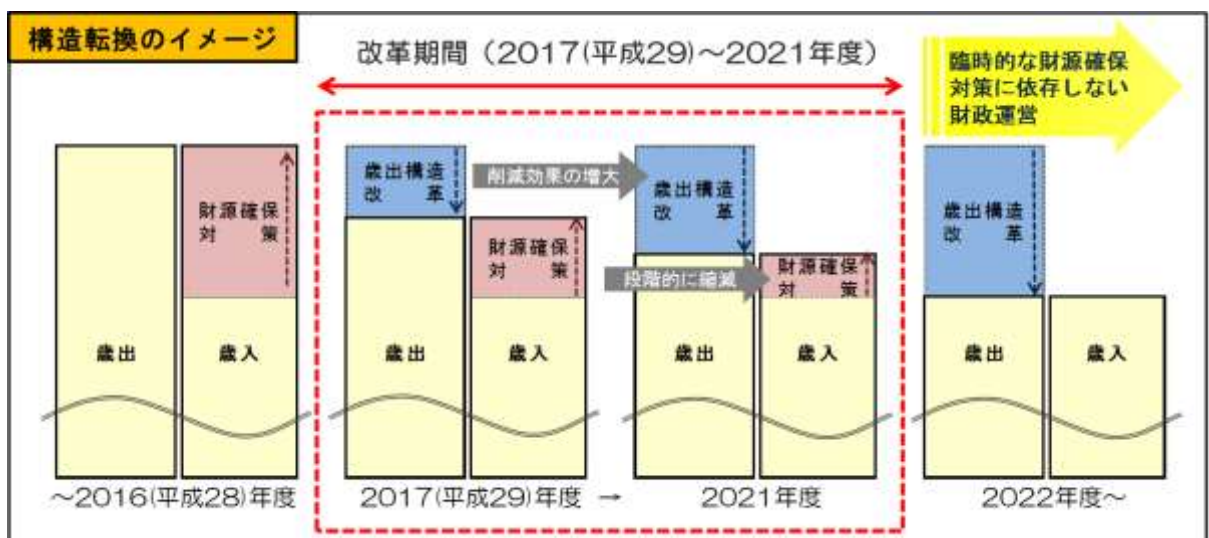
※金額は、2018(平成30)年度当初予算時の見込額

② 収支均衡した財政構造への転換

改革期間において、地方財政計画等を踏まえながら、徹底した歳出構造改革を進め、本県の歳入水準に見合った歳出構造への転換を図ります。

また、改革の実現に伴い、臨時的な財源確保対策については段階的に縮減します。

これらの取組により、2021年度末までに収支均衡した持続可能な財政構造へ転換し、2022年度当初予算からは、臨時的な財源確保対策に依存しない財政運営を実現します。



(3) 改革の内容

① 歳出構造改革の取組

ア 総人件費の縮減

○ 定員削減

組織のスリム化や事務事業の見直しによる業務量の削減・業務の効率化等を適切に定員管理に反映し、定員の削減に取り組みます。

| 区 分 | 対象職員 | | 目標削減数 b - a |
|----------|-------------|--------------|----------------|
| | H28. 4. 1 a | 2021. 4. 1 b | |
| 一般行政 | 3,718人 | 3,558人 | ▲ 160人 |
| 教 育 | 11,739人 | 11,269人 | ▲ 470人 |
| 警察（一般職員） | 417人 | 390人 | ▲ 27人 |

○ 給与水準の見直し

人事委員会勧告等を踏まえ、給与制度の総合的見直しによる給料表水準の引下げや、各種手当の見直し等を着実に推進します。

イ 事務事業の見直し

2018(平成30)年度当初予算編成を通じ、県民サービスに支障を来さないよう留意しながら、費用対効果や役割分担等の観点で行った「全事業の見直し」の結果やその後の状況変化等を踏まえ、不断の検証と見直しを進めます。

ウ 公共投資等の適正化

事業効果や緊急性等を精査し、事業の重点化や平準化を進め、段階的に全国水準並みの投資規模への抑制を図ります。

また、公共投資等の適正化を通じて、一般分の県債発行のさらなる抑制に努め、県債残高の着実な減少を図ります。

| 区 分 | 見 直 し 方 針 |
|---------|---|
| 公 共 事 業 | 国予算や地方財政計画の伸び率から地方負担ベースで10%の削減（年2%削減）を図ります。 |
| 県営建築事業等 | 公共事業と歩調を合わせ、実施水準を見直します。 |

エ 公債費の平準化

国における地方債同意等の範囲内で、施設の耐用年数とのバランスや地方財政計画等を踏まえ、30年債の導入を進めます。

また、引き続き、一般分の県債発行の抑制により、公債費の長期的な減少基調を維持します。

オ 公の施設の見直し

社会経済情勢や県民ニーズの変化、施設の老朽化等を踏まえ、移管・統廃合・運営の見直しを行います。

② 臨時的・集中的な財源確保対策

ア 保有基金の取崩し

市町振興基金など、県の保有する基金について取崩しを行います。

イ 保有財産等の活用

事業実績等を踏まえ、土地取得事業特別会計、就農支援資金特別会計等の余剰金の活用を図るとともに、産業力強化、環境エネルギー対策に向けた電気事業会計（企業会計）からの繰入等を行います。

ウ 未利用財産等の売却・貸付

学校・県公舎再編等も踏まえた売却物件の掘り起こしや購入者ニーズに即した工夫により、未利用財産・県公舎（東京・大阪等）の売却を促進します。
また、売却困難な財産については、貸付に努めます。

エ 県税収入等の確保

○ ふるさと納税の確保・増収

寄附者の共感を得やすい事業に特定化した募集等を行い、寄附金額の確保・増収を図ります。

○ ネーミングライツの導入

2018(平成30)年1月から導入した、維新百年記念公園陸上競技場（愛称：維新みらいふスタジアム）の実績を踏まえ、スポーツ・文化施設等への導入を推進します。

○ 個人住民税の徴収対策、税外未収金対策の強化 等

オ 退職手当債の確保

定員削減等による総人件費の縮減により、将来の償還財源を確保しながら、高止まりしている退職手当の財源として退職手当債を確保します。